

# 知っていますか 景観のルール

家の雰囲気や壁の塗り替えなどの相談は景観アドバイザーへ

市は、柳川特有の美しい風景を守るため、建物の建築や改築、壁の塗り替えのときに守らなければならないルールを定めています。

人口減少が進む中、柳川に「住み続けたい」「訪れたい」と思えるまちであり続けるためには、柳川らしい景観を守ることが大切です。

## 景観を守るためのルール

### ■城堀周辺地区

主に川下りコースとなっている掘割の周辺で、建物の新築や改築、壁の塗り替えなどをすることは、規模に関わらず必ず事前協議と届け出が必要です。

### ■その他の地区

城堀周辺以外の地域は、新築や改築、壁を塗り替える建物が、中規模以上（高さ10m以上または延べ床面積が500㎡以上）の場合は、事前協議と届け出が必要です。

詳しくは、市公式サイトで確認してください。

【問】市都市計画課都市計画係（☎77・8552）



景観の届け出



▲マンションの壁の塗り替えは城堀周辺以外でも事前協議を川下りコース沿いは木や竹などの伐採も対象

## 美しい外観へ向けて専門家がアドバイス

市は、美しい景観を守るため、「市景観アドバイザー会議」を開催しています。市内の建物や工作物を建築するときに、この会議に相談すると、柳川の景観に調和しつつ、より美しい外観になるように専門家がアドバイスをします。周囲の雰囲気に合う家を作りたい人や、どの色に塗り替えたらいかが分からない人など、悩んでいる人は気軽に相談してください。

●開催日 奇数月の第3週

●会場 市役所柳川庁舎など（リモートでの参加も可）

●申込方法 申請書に必要事項を記入し、開催日の3週間前までに都市計画課（toshikeikaku@city.yanagawa.lg.jp）に直接または、メールで提出

※申請書は市公式サイトからもダウンロードできます。

【問】同課都市計画係（☎77・8552）



景観相談

### ●会議に出席予定の市景観アドバイザーの一覧

分野	氏名	所属・役職
景観工学 都市計画学	柴田 久	福岡大学 工学部教授
建築計画 建築設計	田上 健一	九州大学大学院 芸術工学研究院教授
建築デザイン 歴史的環境保全	大森 洋子	久留米工業大学 工学部建築・設備工 学科教授
土木計画学 土木史	田中 尚人	熊本大学 熊本創生推進機構准 教授
色彩	山口 ひろこ	イゴス環境・色彩研 究所所長

※6月21日時点の情報です

## 16歳～64歳の人に接種券が届きます

16歳～64歳の人を対象に「接種券」を発送しています。予約や接種に必要なので、届いたら中身を確認し、大切に保管してください。



ワクチン情報

### 封筒の中身の確認・保管を

#### ■封筒の中に入っている物

▷接種券1枚（2回分の予約可）▷予診票2部▷チラシ3枚

#### ■接種当日に必要なもの

接種当日には、接種券と事前に記入した予診票、運転免許証や保険証などの本人確認書類が必要です。接種券と予診票は大切に保管してください。

#### ■基礎疾患がある人は事前登録を

基礎疾患のある人は事前登録すると年齢区分より早く接種できます。詳しくは市公式サイトで確認してください。

#### ■分からないことは市のコールセンターへ

新型コロナワクチン接種に関する問い合わせや相談を受け付けています。インターネット環境の無い人は市のコールセンターへ相談してください。

●電話番号 0120・089・456（無料）

●対応時間 午前9時～午後5時（土日、祝日も対応）



### 接種スケジュール（予定）

接種対象者	6月	7月	8月	9月以降
65歳以上	接種			
16～64歳の人のうち、基礎疾患がある人		基礎疾患登録	接種（7月下旬開始予定）	
基礎疾患がない60～64歳の人		予約	接種（7月下旬開始予定）	
基礎疾患がない16～59歳の人			年齢ごとに時期を分けて予約	接種（8月下旬開始予定）

※スケジュールはあくまで目安です。ワクチンの供給や接種状況で変わることがあります。最新の情報は、市公式サイトで確認してください。

## 「緊急小口資金等の特例貸付」を利用できない世帯に支援金を支給

社会福祉協議会が実施している「緊急小口資金等の特例貸付」を利用できない生活困窮世帯を対象に、3カ月で最大30万円の自立支援金を支給します。

●対象 ▷総合支援資金の再貸付を借り終わったか、8月までに借り終わる世帯▷同資金の再貸付が承認されなかった世帯▷同資金の再貸付申請をしなかった世帯など  
※他にも、収入要件や資産要件などがあります。

●支給額（月額）▷単身世帯＝6万円▷2人世帯＝8

万円▷3人以上の世帯＝10万円

●支給期間 3カ月間

●申込方法 8月31日までに市生活支援課支援係（〒832-8601、本町87番地1）に郵送か直接窓口へ申し込んでください。申請書は同係や市公式サイトで入手可

詳しくは、市公式サイトで確認してください。

【問】同係（☎77・8177）



自立支援金